

リモートワーク移住体験支援金 実施要領

(目的)

第1条 リモートワーク移住体験支援金(以下「移住体験支援金」という。)は、リモートワークにより、県外の本店、支社、営業所(以下「県外事業所等」という。)に関する業務に従事しながら、県内に移住しようとする社員やその所属企業に対して、試行段階から移住後までに至るきめ細かな支援を行うことにより、人材誘致という新たな視点による移住、定住の拡大を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 移住体験支援金に係る交付手続等については、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。)、秋田県人口戦略部移住・定住促進課関係補助金等交付要綱(以下「交付要綱」という。)及び関係法令等に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) リモートワーク移住

情報通信技術等を活用し、県外事業所等に関する業務に従事しながら、県内に移住することをいう。ただし、県内本店、支社又は営業所、子会社や関連会社等への転勤、出向、転籍、出張及び研修等の業務上の事由に伴うものを除く。

(2) パートナー企業

県との連携を図りながら、社員のリモートワーク移住に関する社内検討や試行的な取組を推進する企業として、知事が認定した企業をいう。

(対象要件)

第4条 パートナー企業の対象となる企業要件は、次のとおりとする。

- (1) 県外に本店を置く別表1に掲げる法人であること。
- (2) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (3) 破産、清算、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員その他の反社会的勢力に該当する者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む法人でないこと。
- (6) その他、本事業の趣旨や目的から適切ではないと知事が判断する法人でないこと。

(認定要件)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合にパートナー企業として認定するものとする。

- (1) 県との連携を図りながら、リモートワーク移住に関する社内制度化に向けた検討又は社員に対する勧奨等を行う意向があること。
- (2) リモートワーク移住に向けた試行的な取組の実施が見込まれること。

(認定)

- 第6条 パートナー企業の認定を受けようとする企業は、パートナー企業認定申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の内容を審査し、パートナー企業として認定したときは、パートナー企業認定書（様式第4号）により通知するものとする。
 - 3 認定期間は、パートナー企業が合併、譲渡、その他の事由により認定を取りやめるまでの間、効力を有するものとする。
 - 4 知事は、前項の規定にかかわらず、第4条各号に掲げる対象要件を満たさなくなったとき、若しくは前条各号に掲げる認定要件を満たさなくなったとき、又はその他パートナー企業に適しない状況となったときは、認定を取り消すことができる。
 - 5 知事は、令和8年4月1日以降、第1項の規定にかかわらず、新たなパートナー企業の認定は行わないものとする。

（変更の届出）

第7条 パートナー企業は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、変更届出書（様式第5号）により知事に届け出なければならない。

- （1） 法人企業名
- （2） 企業代表者名
- （3） 本店所在地
- （4） 担当部署、担当者、電話番号又はメールアドレス
- （5） その他知事が必要と認める事項

（移住体験支援金の内容）

第8条 移住体験支援金は、パートナー企業が実施する県外に居住する社員や役員（以下「社員等」という。）によるリモートワーク移住の試行の実施（以下、この章において「補助事業」という。）に要する経費について交付する。

（補助対象企業）

第9条 補助事業の対象企業は、令和8年3月31日までに第6条の規定により認定されたパートナー企業とする。

（補助事業の実施期間）

第10条 補助事業の実施期間は、交付要綱第6条に規定する交付決定の通知があった日から、パートナー企業が補助事業を完了した日又は2月末日のいずれか早い日までとする。

（補助対象経費等）

- 第11条 移住体験支援金の補助対象経費、期間、補助率及び補助限度額は、別表3のとおりとする。
- 2 移住体験支援金の額は、補助対象経費の合計額の3分の2以内、1パートナー企業当たりの補助上限額を60万円とし、予算の範囲内で交付する。なお、当該支援金の額に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。
 - 3 移住体験支援金の額の算定に当たり、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額しなければならない。

- 4 補助事業に国の補助制度を併用する場合は、補助対象経費から同制度の対象経費を控除する。
- 5 県が行う他の補助制度との併用は認めない。

(交付申請)

- 第12条 移住体験支援金の交付を受けようとするパートナー企業は、リモートワーク移住体験を実施する前に、交付要綱第3条に規定する補助金等交付申請書(様式第6号)のほか、別表4に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 2 補助金等交付申請書の提出期限は、原則として、パートナー企業が実施する県外に居住する社員等によるリモートワーク移住体験の試行を実施する日の10日前(秋田県の休日に関する条例(平成元年秋田県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)までとする。

(交付決定等)

- 第13条 知事は、前条に規定する補助金等交付申請書の提出があった場合は、当該申請に関する書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、移住体験支援金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定を行い、交付要綱第6条に規定する補助金等交付決定通知書(様式第10号)により通知するものとする。
- 2 知事は、前項に規定する交付決定に当たり、交付要綱第4条の規定により、必要な条件を付すことができる。
 - 3 第1項の交付決定を受けたパートナー企業(以下「補助事業者」という。)及び社員等は、リモートワーク移住体験の実施状況をウェブサイトやSNS等を通じて広く社内及び社外に情報発信するほか、県や滞在先市町村等が実施するアンケート調査やイベント等に協力するものとする。

(内容変更等)

- 第14条 補助事業者は、前条第2項の規定により付された条件に該当するときは、次のとおり、必要な書類を提出し、知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (1) 補助事業の内容を変更するとき
交付要綱第5条第1項に規定する補助事業等内容変更承認申請書(様式第11号)、変更事業実施計画書(様式第7号を準用)その他必要な書類
 - (2) 補助事業の中止又は廃止するとき
交付要綱第5条第2項に規定する補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第12号)
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったとき
交付要綱第5条第3項に規定する補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第12号)
- 2 知事は、前項第1号に規定する補助事業等内容変更承認申請書の提出があった場合、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、変更を決定すべきものと認めるときは、補助金の変更交付決定を行い、交付要綱第6条に規定する補助金等交付決定変更書(様式第13号)により通知するものとする。

(実績報告)

- 第15条 補助事業者は、補助事業の完了後1ヶ月以内又は3月20日までのいずれか早い日までに、交付要綱第8条に規定する補助事業等実績報告書(様式第14号)に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- (1) 事業実績書(様式第15号)
 - (2) その他別表5に掲げる書類

(額の確定等)

第16条 知事は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による確定した額が、交付決定額と同額であるときは、前項の通知を省略することができる。
- 3 第1項の規定による現地調査等の結果、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められないときは、当該補助事業者に対して、適合させるための必要な措置を講じるよう命ずることができる。
- 4 前条並びに第1項及び第2項の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置を講じたときに準用する。
- 5 知事は、第1項の規定により額を確定した後に、補助事業者から交付要綱第9条に規定する請求書の提出があったときは、補助事業者に対して補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、財務規則の規定によるほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 財務規則、交付要綱又はこの要領の規定に違反したとき
- (2) 補助金を補助対象経費以外の目的に使用したとき
- (3) 交付決定の内容及び条件に違反したとき
- (4) 偽りのその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
- (5) 前各号のほか、第1条の目的に反する事由が生じたとき

(移住体験支援金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経理等について、常にその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日が属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 補助事業者は、知事又は会計検査院からの求めがあった場合は、補助事業の内容を開示しなければならない。

(補助事業の成果等)

第19条 補助事業者は、補助事業の内容及び成果等について、移住希望者や移住者等に対して幅広く周知を行い、県や市町村等が推進するリモートワークによる県内への移住、定住の拡大に向けた各種施策の実施に協力するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第20条 パートナー企業は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、パートナー企業認定申請の前に確認しなければならない。この場合において、パートナー企業認定申請をもって、これについて誓約したものとする。

(その他)

第21条 知事は、財務規則、交付要綱及びこの要領に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式集

| 様式番号 | 題名 |
|--------|------------------|
| 様式第1号 | パートナー企業認定申請書 |
| 様式第2号 | パートナー企業取組計画書 |
| 様式第3号 | 提出書類確認表 |
| 様式第4号 | パートナー企業認定書 |
| 様式第5号 | 変更届出書 |
| 様式第6号 | 補助金等交付申請書 |
| 様式第7号 | 事業実施計画書 |
| 様式第8号 | 経費内訳書 |
| 様式第9号 | 提出書類確認表 |
| 様式第10号 | 補助金等交付決定通知書 |
| 様式第11号 | 補助事業等内容変更承認申請書 |
| 様式第12号 | 補助事業等中止（廃止）承認申請書 |
| 様式第13号 | 補助金等交付決定変更書 |
| 様式第14号 | 補助事業等実績報告書 |
| 様式第15号 | 事業実績書 |
| 様式第16号 | 経費支払内訳書 |
| 様式第17号 | 提出書類確認表 |

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の採択の申込みをするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、次のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

別表1 パートナー企業対象要件（第5条関係）

| |
|---|
| ①会社法（平成17年法律第86号）に基づく会社 |
| ②会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に基づく特例有限会社 |
| ③組合等 |
| ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業共同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合 |
| イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合 |
| ウ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所 |
| エ 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び商工会連合会 |
| オ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 |
| カ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会 |
| キ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく水産業協同組合 |
| ク 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会 |
| ケ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく一般社団法人及び一般財団法人 |
| コ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づく公益社団法人及び公益財団法人 |
| サ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人 |
| シ 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療法人 |
| ス 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉法人 |
| セ 私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づく学校法人 |

別表2 パートナー企業認定申請の必要書類

| 必要書類 | 提出部数 |
|-------------------------------|-------|
| ① パートナー企業認定申請書（様式第1号） | すべて1部 |
| ② パートナー企業取組計画書（様式第2号） | |
| ③ 企業概要・業務概要・本店等が分かるパンフレット等 | |
| ④ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） | |
| ⑤ 直近2期分の貸借対照表・損益計算書 | |
| ⑥ 国税及び地方税の納税証明書（滞納のない証明書をいう。） | |
| ⑦ その他補足資料 | |
| ⑧ 提出書類確認表（様式第3号） | |

別表3 移住体験支援金の補助対象経費等

(1) 次の条件に該当する経費で、次表に掲げる経費とする。

- ① リモートワーク移住の試行の実施に必要な経費。ただし、補助金の交付決定日前に支払いを行っていないこと（予約は除く）。
- ② 補助事業の実施期間内に契約、発注、搬入・搬出、検収（検査）、請求及び支払いが完了した経費
- ③ 使途、単価、規模、支出根拠の書類等の確認が可能で、かつ、補助事業に係るものとして明確に区分できる経費
- ④ 原則として、パートナー企業が契約等を行うこと。

| 補助対象経費 | 内容 | 補助対象期間 | 補助率 | 補助上限額 |
|--|--|-----------------------|------------------|------------------|
| i) 交通費（旅費） | <ul style="list-style-type: none"> ・社員等（家族含む。以下、この表において同じ。）の居住地から県内の滞在場所までの往復交通費（鉄道、航空機等の公共交通機関運賃、レンタカー代、高速道路等使用料、運送費。タクシー代は除く。）公共交通機関は切符の写しや領収書を発行できるものに限る。 ・通勤を含む業務上必要な移動に要する交通費（上記同様） | 移住体験支援金の交付決定日から2月末日まで | 補助対象経費の合計額の2/3以内 | 1パートナー企業当たり600千円 |
| ii) 宿泊費 （飲食費は除く。 社員等の実家、友人宅等の施設は除く。） | <ul style="list-style-type: none"> ・県内のホテル、旅館等の宿泊費 ・宿泊を目的としたマンションや移住体験住宅等の賃貸料（敷金、礼金、保証料、仲介手数料等は除く。） ・インターネット利用料 | | | |
| iii) 施設利用費 （社員等の実家、友人宅等の施設は除く。） | <ul style="list-style-type: none"> ・業務を目的としたマンション等の賃貸料（敷金、礼金、保証料、仲介手数料等は除く。） ・レンタルオフィス等の利用料 ・インターネット利用料 ・光熱水費 | | | |
| iv) その他の経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、リモートワーク移住体験に必要と認められる経費 （例）体験プログラム料、一時預かり保育料 | | | |

（上記の表にあるほか、補助対象外経費に該当する主なもの）

- ・土地、建物、門、柵、塀、造園又は通路敷設に係る取得、造成、整地、建築等の工事に係る経費（事務費含む。）
- ・知的財産権に係る経費、広告費、人件費、謝金、会議費、調査費、印刷費、使用料、施設等管理費、修理費、公租公課、システム運用管理費、書籍代、茶菓・飲食（宿泊施設の夕食代）・娯楽
- ・接待費、入浴料、スキー場リフト代等、団体等への参加費、経費振込手数料、代引き手数料、借入金の支払利息、延滞損害金
- ・補助事業の実施中に発生した事件、事故、災害の処理に係る経費
- ・補助事業を実施する県内の事業実施場所以外の場所で発生した経費
- ・補助事業実施期間外に発生した経費

- ・経済合理性を欠く高額契約に係るもの、選定理由を欠く随意契約等に係るもの
- ・1点当たりの購入単価が3万円（税込み）未満又は使用可能期間が1年未満のもの
- ・車両、中古品、金券等の購入、使用料又は修理費
- ・実施計画に記載のない内容に関する経費
- ・補助対象経費と他の経費との区別ができない経費
- ・購入時にクレジットカード、ポイントカード等により付与されるポイント、他の取引と相殺して支払いが行われるもの、他社発行の手形や小切手により支払いが行われるもの
- ・親会社、小会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（3親等以内）が経営する会社等）、代表者との親族との取引であるもの
- ・企業自らの売上となるもの
- ・補助金の使途として、社会通念上、不適切と認められる経費
- ・その他、必要性が具体的に説明できない経費

別表4 移住体験支援金交付申請の必要書類（第11条関係）

| 必要書類 | 提出部数 |
|--|------|
| ① 補助金等交付申請書（様式第7号） ② 事業実施計画書（様式第8号） ③ 経費内訳書（様式第9号） ④ 経費内訳書の根拠となる書類 （予約内容、見積書、カタログ、運賃表など） ⑤ リモートワーク移住体験を実施する役員、社員が在籍していることを証する書類（業務委託契約社員を含む） （例）健康保険証、在籍証明書 ⑥ リモートワーク移住体験を実施する役員、社員の居住地を証する書類 （例）運転免許証、マイナンバーカード、パスポート（旅券） ⑦ その他補足資料（例）業務委託契約書、在留カード ⑧ 提出書類確認表（様式第10号） | 全て1部 |

別表5 移住体験支援金実績報告の必要書類（第18条関係）

| 必要書類 | 提出部数 |
|---|------|
| ① 補助金等実績報告書（様式第15号） ② 事業実績書（様式第16号） ③ 経緯支払内訳書（様式第17号） ④ 経費支払内訳書の根拠となる書類 （賃貸契約書（写）、領収書、支払明細書、振込書、通帳の写しなど） ⑤ その他補足資料 （例）SNSやWebによる周知状況のわかる資料 ⑥ 提出書類確認表（様式第18号） | 全て1部 |